

千葉県動物公園駐車場使用料減免基準

千葉県都市公園条例第19条及び千葉県都市公園条例施行規則第13条第1項第3号の規定により、次の各号のいずれかに該当する手帳の交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車場に駐車する場合で、当該手帳を提示したときは、駐車場使用料の全額を免除するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳
- (3) 都道府県知事又は指定都市の市長並びに児童相談所を設置する中核都市の市長が発行する療育手帳

附 則

この基準は、平成20年1月1日から施行する。

この基準は、令和8年2月2日から施行する。